

複合養殖にかかる新魚種導入実証調査業務仕様書

1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、松浦市（以下、「委託者」という。）が実施する「複合養殖にかかる新魚種導入実証調査業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。

(業務計画書)

第2条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する「業務計画書」を作成し提出すること。

(打合せ等)

第3条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、疑義が生じた場合は委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第4条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について速やかに返還するものとする。

(機密の保持等)

第5条 受託者は、本業務の実施にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的以外への使用はしてはならない。

(成果品)

第6条 本業務に係る全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成したデータ、図面、写真等の著作権は委託者に帰属する。（試験養殖魚等も含む。）

2 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(完了届)

第7条 業務完了後は、速やかに「業務報告書」を添えて「完了届」を提出すること。

2 業務目的

本業務は、伊万里湾における赤潮対策のため、赤潮発生時期を避けて、短期間で出荷可能なサイズまで成長が見込める魚種（貝類も含む）や赤潮の影響を受けにくい新たな魚種の養殖実証試験・調査を行うことによって、新たな収入源として将来の漁業所得の向上を期待するとともに、安定的な養殖生産に寄与し、市の新たな産品を創出するなど、水産業の振興に繋げることを目的とする。

3 業務内容

対象魚種の選定、技術的実現可能性、および市場競争力に関する提案。

また、提案にあたっては、委託期間内に実際に海面で実施する養殖実証試験も含め提案すること。

（1）提案に含めるべき項目

- ①対象魚種の選定理由：なぜその魚種が適しているのか
- ②技術的実現可能性：種苗の調達方法、餌料や飼育環境の最適化技術など
- ③市場調査と販売戦略：販売するターゲット層や価格帯、販売チャネルなど
- ④収支計画：導入コスト、ランニングコスト、予測される収益モデルなど
- ⑤リスク管理：魚病リスクなど

（2）養殖実証試験について

- ①新松浦漁業協同組合の協力を得て、実証試験の実施に必要な調整を行うこと。
- ②実証試験期間は、契約締結後任意の適切な時期から令和9年2月15日までとする。
- ③実証試験の場所は、新松浦漁業協同組合の区画漁業権内等、実証試験の許可を得た場所で行うこと。
- ④新松浦漁業協同組合の養殖漁業を営む組合員等に試験養殖を再委託できるものとする。
- ⑤試験養殖魚等は、販売は出来ないものとする。

4 業務期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

5 成果品

下記の成果品を提出すること。

（1）業務報告書

- ①紙媒体2部、電子データ1部
- ②配布用の概要版（紙媒体） 50部

（2）その他本業務に関連するもので委託者が必要とするもの

6 特記事項

本業務の実施にあたり、下記項目に対し適切な配慮・対策等を行うこと。

（1）業務実施

業務の実施にあたっては、委託者の受託業務であることに留意し、個人や企業

の権利等を侵害することがないように、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。

(2) 再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、養殖の実証試験の再委託は除く。

本業務において、養殖の実証試験以外で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の主旨及び内容と照らし合わせ、不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

(3) その他

本業務の実施にあたっては、委託者との調整会議を必要回数設け、本業務が円滑に行われるよう調整すること。なお、スケジュールは、委託者の都合により変更する場合がある。

委託者との調整会議は、松浦市役所若しくは委託者が指定した場所、方法で行うこと。

委託業務に係る養殖の実証試験、調整会議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は、全て受託者の負担とする。